

盲特別養護老人ホーム 和合荘(ユニット型個室)

利用料金表目安／月31日で計算しています

1割

☆利用料金は要介護1～5の方によって異なります。
また、入居される方の世帯、所得によっても異なります。

一般世帯の方（第4段階）

要介護度	介護サービス費			居住費	食費	合計
	サービス費	共通加算 (①～⑥)	介護職員 処遇改善加算			
要介護 1	19,716 円	1,766 円	1,783 円	61,070 円 (1,970円×31日)	42,780 円 (1,380円×31日)	127,115 円
要介護 2	21,793 円		1,955 円			129,364 円
要介護 3	24,056 円		2,143 円			131,815 円
要介護 4	26,133 円		2,316 円			134,065 円
要介護 5	28,210 円		2,488 円			136,314 円

市町村民税非課税世帯（第3段階）

～合計所得額と課税年金収入額、遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万超かつ、預貯金等の合計が1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)

要介護度	介護サービス費			居住費	食費	合計
	サービス費	共通加算 (①～⑥)	介護職員 処遇改善加算			
要介護 1	19,716 円	1,766 円	1,783 円	40,610 円 (1,310円×31日)	20,150 円 (650円×31日)	84,025 円
要介護 2	21,793 円		1,955 円			86,274 円
要介護 3	24,056 円		2,143 円			88,725 円
要介護 4	26,133 円		2,316 円			90,975 円
要介護 5	28,210 円		2,488 円			93,224 円

市町村民税非課税世帯（第2段階）

～合計所得額と課税年金収入額、遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万以下かつ、預貯金等の合計が1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)

要介護度	介護サービス費			居住費	食費	合計
	サービス費	共通加算 (①～⑥)	介護職員 処遇改善加算			
要介護 1	19,716 円	1,766 円	1,783 円	25,420 円 (820円×31日)	12,090 円 (390円×31日)	60,775 円
要介護 2	21,793 円		1,955 円			63,024 円
要介護 3	24,056 円		2,143 円			65,475 円
要介護 4	26,133 円		2,316 円			67,725 円
要介護 5	28,210 円		2,488 円			69,974 円

老齢福祉年金受給者、生活保護世帯（第1段階）

要介護度	介護サービス費			居住費	食費	合計
	サービス費	共通加算 (①～⑥)	介護職員 処遇改善加算			
要介護 1	19,716 円	1,766 円	1,783 円	25,420 円 (820円×31日)	9,300 円 (300円×31日)	57,985 円
要介護 2	21,793 円		1,955 円			60,234 円
要介護 3	24,056 円		2,143 円			62,685 円
要介護 4	26,133 円		2,316 円			64,935 円
要介護 5	28,210 円		2,488 円			67,184 円

※第1～第3段階の該当者は、減額申請することにより払い戻しを受け、上記の額となります。

※この表は料金の目安になります。事業所の体制や、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があり、実際の請求額に若干の差が生じることをご了承ください。

※各内訳、加算額は次頁の通り。

介護サービス費（自己負担額：1割）			
要介護度	1日あたり	日数	合計
要介護 1	636円	31日	19,716 円
要介護 2	703円	31日	21,793 円
要介護 3	776円	31日	24,056 円
要介護 4	843円	31日	26,133 円
要介護 5	910円	31日	28,210 円

その他の費用		
①	金銭管理等サービス	1ヶ月 1000円
②	入院中の居住費（入院7日以降）	1日 320円
③	コピー代	1枚 10円
④	理美容代	— 実費
⑤	レクリエーション・クラブ活動費（外出先での食事代・飲み物代など）	— 実費

共通加算額（1日あたりの自己負担額：1割）				
	加算名	対象	1日あたり	加算算定条件
①	看護体制加算(Ⅰ)口	共通	4 円	常勤の看護師を1人以上配置している場合。
②	看護体制加算(Ⅱ)口	共通	8 円	最低基準を1人以上を上回って看護職員を配置している場合。
③	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	共通	18 円	夜勤時間(午後5時半から翌日の午前9時半の連続する16時間)の介護・看護職員の数が基準3人以上を上回っている場合。
④	サービス提供体制加算(Ⅰ)口	共通	12 円	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上である場合。
⑤	栄養マネジメント加算	共通	14 円	栄養ケア計画に基づいた栄養管理を行った場合。
⑥	口腔衛生管理体制加算	共通	30円 / 月	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導を元に口腔ケア計画が作成されており、介護職員に対する助言・指導を月1回以上行っている場合。
⑦	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	共通	※1	介護サービス費の総合計(加算を含む)の8.3%

該当者加算額（1日あたりの自己負担額：1割）				
	加算名	対象	1日あたり	加算算定条件
⑧	初期加算	該当者	30 円	入居から30日以内の期間。30日以上入院の後の再入居も同様。
⑨	入院・外泊時費用	該当者	246 円	病院へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合。（月6日を限度）
⑩	看取り介護加算	該当者	144 円	看取り介護を行った場合において、死亡日以前4日以上30日以下については(144円/日)、死亡日の前日及び前々日については(680円/日)、施設内で看取った場合は(780円/日)、死亡日については(1280円/日)、施設内で看取った場合は(1580円/日)を死亡月に加算する。
			780 円	
			1580 円	
⑪	経口維持加算(Ⅰ)	該当者	400円 / 月	医師の指示により栄養管理を行った場合。
⑫	療養食加算	該当者	6円 / 回	医師の指示により療養食を提供した場合。
⑬	配置医師緊急時対応加算	該当者	650円 / 回 1300円 / 回	配置医師が施設の求めに応じ、施設を訪問し入居者の診療を行った場合。 早朝・夜間(650円/回)、深夜(1300円/回)加算する。
⑭	褥瘡マネジメント加算		10円 / 月	(3カ月に1回限度)
⑮	排せつ支援加算		100円 / 月	

◇ 入院・外泊時費用は介護サービス費に代えて外泊加算を算定します。入院・外泊時も、居住費は発生します。

※1

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定方法	
算定式	→ [(介護サービス費：1日あたり + 加算計 ①～⑥) × 加算率 0.083] ※小数点以下四捨五入

【該当者加算額がある方は、「加算計①～⑥」に加えて計算式に当てはめてください】

官特別養護老人ホーム 和合荘(ユニット型個室)
利用料金表目安／月31日で計算しています

2割

一定以上所得者の方（介護サービス費2割負担）

要介護度	介護サービス費			居住費	食費	合計
	サービス費	共通加算 (①～⑥)	介護職員 処遇改善加算			
要介護 1	39,432 円	3,532 円	3,566 円	61,070 円 (1,970円×31日)	42,780 円 (1,380円×31日)	150,380 円
要介護 2	43,586 円		3,911 円			154,879 円
要介護 3	48,112 円		4,286 円			159,780 円
要介護 4	52,266 円		4,631 円			164,279 円
要介護 5	56,420 円		4,976 円			168,778 円

介護サービス費（自己負担額:2割）				その他の費用		
要介護度	1日 あたり	日数	合計			
要介護 1	1272円	31日	39,432 円	① 金銭管理等サービス	1ヶ月	1,000円
要介護 2	1406円	31日	43,586 円	② 入院中の居住費 (入院7日以降)	1日	320円
要介護 3	1552円	31日	48,112 円	③ コピー代	1枚	10円
要介護 4	1686円	31日	52,266 円	④ 理美容代	—	実費
要介護 5	1820円	31日	56,420 円	⑤ レクリエーション・クラブ活動費 (外出先での食事代・飲み物代など)	—	実費

※この表は料金の目安になります。事業所の体制や、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。
実際の請求額に若干の差が生じることをご了承ください。
※各加算額は以下の通り。

共通加算額（1日あたりの自己負担額:2割）				
加算名	対象	1日あたり	加算算定条件	
① 看護体制加算(I)口	共通	8 円	常勤の看護師を1人以上配置している場合。	
② 看護体制加算(II)口	共通	16 円	最低基準を1人以上を上回って看護職員を配置している場合。	
③ 夜勤職員配置加算(II)口	共通	36 円	夜勤時間(午後5時半から翌日の午前9時半の連続する16時間)の介護・看護職員の数が基準3人以上を上回っている場合。	
④ サービス提供体制加算(I)口	共通	24 円	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上である場合。	
⑤ 栄養マネジメント加算	共通	28 円	栄養ケア計画に基づいた栄養管理を行った場合。	
⑥ 口腔衛生管理体制加算	共通	60円 / 月	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導を元に口腔ケア計画が作成されており、介護職員に対する助言・指導を月1回以上行っている場合。	
⑦ 介護職員処遇改善加算(I)	共通	※1	介護サービス費の総合計(加算を含む)の8.3%	

該当者加算額（1日あたりの自己負担額:2割）				
加算名	対象	1日あたり	加算算定条件	
⑧ 初期加算	該当者	60 円	入居から30日以内の期間。30日以上入院の後の再入居も同様。	
⑨ 入院・外泊時費用	該当者	492 円	病院へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合。(月6日を限度)	
⑩ 看取り介護加算(II)	該当者	288 円	厚生労働大臣が定める諸基準に適合する入居者に対し看取り介護を行った場合において、死亡日以前4日以上30日以下については(288円/日)、死亡日の前日及び前々日については(1560円/日)、死亡日については(3160円/日)を死亡月に加算する。	
		1560 円		
		3160 円		
⑪ 経口維持加算(I)	該当者	800円 / 月	医師の指示により栄養管理を行った場合。	
⑫ 療養食加算	該当者	12円 / 回	医師の指示により療養食を提供した場合。	
⑬ 配置医師緊急時対応加算	該当者	1300円 / 回	配置医師が施設の求めに応じ、施設を訪問し入居者の診療を行った場合。 早朝・夜間(1300円/回)、深夜(2600円/回)加算する。 (3カ月に1回限定)	
		2600円 / 回		
⑭ 褥瘡マネジメント加算		20円 / 月		
⑮ 排せつ支援加算		200円 / 月		

◇ 入院・外泊時費用は介護サービス費に代えて外泊加算を算定します。入院・外泊時も、居住費は発生します。

※1

介護職員処遇改善加算(I)の算定方法	
算定式 → [(介護サービス費:1日あたり + 加算計①～⑥) × 加算率 0.083] ※小数点以下四捨五入	

【該当者加算額がある方は、「加算計①～⑥」に足して計算式に当てはめてください】

官特別養護老人ホーム 和合荘(ユニット型個室)

利用料金表目安／月31日で計算しています

3割

一定以上所得者の方(介護サービス費3割負担)

要介護度	介護サービス費			居住費	食費	合計
	サービス費	共通加算 (①～⑥)	介護職員 処遇改善加算			
要介護 1	59,148 円	5,298 円	5,349 円	61,070 円 (1,970円×31日)	42,780 円 (1,380円×31日)	173,645 円
要介護 2	65,379 円		5,866 円			180,393 円
要介護 3	72,168 円		6,430 円			187,746 円
要介護 4	78,399 円		6,947 円			194,494 円
要介護 5	84,630 円		7,464 円			201,242 円

介護サービス費 (自己負担額:3割)				その他の費用		
要介護度	1日 あたり	日数	合計			
要介護 1	1908円	31日	59,148 円	① 金銭管理等サービス	1ヶ月	1,000円
要介護 2	2109円	31日	65,379 円	② 入院中の居住費 (入院7日以降)	1日	320円
要介護 3	2328円	31日	72,168 円	③ コピー代	1枚	10円
要介護 4	2529円	31日	78,399 円	④ 理美容代	—	実費
要介護 5	2730円	31日	84,630 円	⑤ レクリエーション・クラブ活動費 (外出先での食事代・飲み物代など)	—	実費

※この表は料金の目安になります。事業所の体制や、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。
 実際の請求額に若干の差が生じることをご了承ください。
 ※各加算額は以下の通り。

共通加算額 (1日あたりの自己負担額:3割)				
加算名	対象	1日あたり	加算算定条件	
① 看護体制加算(I)口	共通	12 円	常勤の看護師を1人以上配置している場合。	
② 看護体制加算(II)口	共通	24 円	最低基準を1人以上を上回って看護職員を配置している場合。	
③ 夜勤職員配置加算(II)口	共通	54 円	夜勤時間(午後5時半から翌日の午前9時半の連続する16時間)の介護・看護職員の数が基準3人以上を上回っている場合。	
④ サービス提供体制加算(I)口	共通	36 円	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上である場合。	
⑤ 栄養マネジメント加算	共通	42 円	栄養ケア計画に基づいた栄養管理を行った場合。	
⑥ 口腔衛生管理体制加算	共通	90円 / 月	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導を元に口腔ケア計画が作成されており、介護職員に対する助言・指導を月1回以上行っている場合。	
⑦ 介護職員処遇改善加算(I)	共通	※1	介護サービス費の総合計(加算を含む)の8.3%	

該当者加算額 (1日あたりの自己負担額:3割)				
加算名	対象	1日あたり	加算算定条件	
⑧ 初期加算	該当者	90 円	入居から30日以内の期間。30日以上入院の後の再入居も同様。	
⑨ 入院・外泊時費用	該当者	738 円	病院へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合。(月6日を限度)	
⑩ 看取り介護加算(II)	該当者	432 円	厚生労働大臣が定める諸基準に適合する入居者に対し看取り介護を行った場合において、死亡日以前4日以上30日以下については(432円/日)、死亡日の前日及び前々日については(2340円/日)、死亡日については(4740円/日)を死亡月に加算する。	
		2340 円		
⑪ 経口維持加算(I)	該当者	1200円 / 月	医師の指示により栄養管理を行った場合。	
⑫ 療養食加算	該当者	18円 / 回	医師の指示により療養食を提供した場合。	
⑬ 配置医師緊急時対応加算	該当者	1950円 / 回	配置医師が施設の求めに応じ、施設を訪問し入居者の診療を行った場合。 早朝・夜間(1950円/回)、深夜(3900円/回)加算する。 (3カ月に1回限定)	
		3900円 / 回		
⑭ 褥瘡マネジメント加算		30円 / 月		
⑮ 排せつ支援加算		300円 / 月		

◇ 入院・外泊時費用は介護サービス費に代えて外泊加算を算定します。入院・外泊時も、居住費は発生します。

※1

介護職員処遇改善加算(I)の算定方法	
算定式 → [(介護サービス費:1日あたり + 加算計 ①～⑥) × 加算率 0.083] ※小数点以下四捨五入	

【該当者加算額がある方は、「加算計①～⑥」に足して計算式に当てはめてください】